

自賠法 16 条 1 項請求と労災保険給付による国の代位・直接請求の優劣及び訴訟上の被害者請求における履行期**【文 献 種 別】** 判決／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 平成 30 年 9 月 27 日**【事 件 番 号】** 平成 29 年（受）第 659 号、平成 29 年（受）第 660 号**【事 件 名】** 保険金請求事件**【裁 判 結 果】** 第一審被告の上告棄却、第一審原告の上告に基づき一部破棄差戻し・一部上告棄却**【参 照 法 令】** 自動車損害賠償保障法 3 条・16 条 1 項・16 条の 9、労働者災害補償保険法 12 条の 4 第 1 項、保険法 21 条・25 条、民法 412 条 3 項**【掲 載 誌】** 裁時 1709 号 2 頁、金判 1555 号 8 頁、労経速 2364 号 3 頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449702

事実の概要

訴外 A が運転する普通乗用自動車（以下「A 車」という。）が、中央線を超え、反対車線を走行していた X（第一審原告、控訴人兼被控訴人、上告人兼被上告人）運転の株式会社 P（以下「P 社」という。）所有の中型貨物自動車（以下「X トラック」という。）に正面衝突した（以下「本件事故」という。）。本件事故当時、X は P 社のトラック乗務員として食料品等を運搬していた。X は甲病院に救急搬送され、その後、乙病院に、左肩腱板断裂、右膝打撲、骨盤打撲、頸椎捻挫の傷病名で通院した。

A には、進路前方を注意しながら中央線を超えないように走行し、反対車線を走行する自動車等に衝突しないようにすべき自動車運転上の注意義務を怠った過失がある。A は、A 車について、Y 損害保険株式会社（第一審被告、被控訴人兼控訴人、被上告人兼上告人、以下「Y 社」という。）との間で自動車損害賠償責任保険契約（以下「自賠責保険契約」という。）を締結していた。なお、A は本件事故により死亡し、その相続人らは相続を放棄した。また、A は、A 車について、任意の自動車責任保険契約を締結していなかった。

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）において、本件事故は第三者行為による業務災害であると認められ、X に対し、労災給付（合計約 908 万円）がなされ、労災保険法 12 条の 4 第 1 項に基づき国は、本件事故による X が Y 社に対する自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16 条 1 項請求権を保険給付の範囲で代

位取得した。

X は、労災給付による損害でん補によっても本件事故による損害が残っているとして、Y 社に対し、自賠法 16 条 1 項に基づき、自賠責保険金等の支払を求めた。これに対して、Y 社は X の自賠法 16 条 1 項請求と国の代位請求とが自賠責保険金額を超えて競合する場合、被害者である X は、按分比例した額での支払しか受けられないと主張した。

第一審（東京地判平 28・8・29 交民 49 卷 4 号 1035 頁、自保ジャーナル 1992 号 40 頁、金判 1555 号 19 頁）は、(1) X の後遺障害等級は併合 12 級に該当し、(2) X は Y 社に対し合計約 276 万円を請求でき、(3) 自賠法 16 条 1 項請求の優先を認め、(4) 遅延損害金の起算点は判決確定日、とした。

原審（東京高判平 28・12・22 自保ジャーナル 1992 号 40 頁、金判 1555 号 16 頁）は、(1) X の後遺障害等級 12 級 6 号に該当し、(2) X は Y 社に対し合計 344 万円を請求でき、(3) 自賠法 16 条 1 項請求の優先を認め、(4) 遅延損害金の起算点は、保険会社が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がない限り、判決確定日、とした。

判決の要旨

「……被害者が労災保険給付を受けてもなお填補されない損害（以下「未填補損害」という。）について直接請求権を行使する場合は、他方で労災保険法 12 条の 4 第 1 項により国に移転した直接請求権が行使され、被害者の直接請求権の額と

国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、被害者は、国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で自賠法 16 条 1 項に基づき損害賠償額の支払を受けることができるものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

(1) 自賠法 16 条 1 項は、同法 3 条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときに、被害者は少なくとも自賠責保険金額の限度では確実に損害の填補を受けられることにしてその保護を図るものであるから（同法 1 条参照）、被害者において、その未填補損害の額が自賠責保険金額を超えるにもかかわらず、自賠責保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは、同法 16 条 1 項の趣旨に沿わないものというべきである。

(2) 労災保険法 12 条の 4 第 1 項は、第三者の行為によって生じた事故について労災保険給付が行われた場合には、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権は国に移転するものとしている。同項が設けられたのは、労災保険給付によって受給権者の損害の一部が填補される結果となった場合に、受給権者において填補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし、他方、損害賠償責任を負う第三者も、填補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解される。労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行うなどの同法の目的に照らせば、政府が行った労災保険給付の価額を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことが、同項の主たる目的であるとは解されない。したがって、同項により国に移転した直接請求権が行使されることによって、被害者の未填補損害についての直接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは、同項の趣旨にも沿わないものというべきである。」

「自賠法 16 条の 9 第 1 項は、同法 16 条 1 項に基づく損害賠償額支払債務について、損害賠償額の支払請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは遅滞に陥らない旨を規定する。この規定は、自賠責保険においては、保険会社は損害賠償額の支払をすべき事由について必要な調査をしなければその支払をすることができないことに

鑑み、民法 412 条 3 項の特則として、支払請求があった後、所要の調査に必要な期間が経過するまでは、その支払債務は遅滞に陥らないものとし、他方で、その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて、迅速な支払の要請にも配慮したものと解される。

そうすると、自賠法 16 条の 9 第 1 項にいう『当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間』とは、保険会社において、被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであり、その期間については、事故又は損害賠償額に関して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時期、損害賠償額についての争いの有無及びその内容、被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案における具体的事情を考慮して判断するのが相当である。このことは、被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合であっても異なるものではない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、自賠法 16 条 1 項請求と労災保険法 12 条の 4 第 1 項に基づく国の代位請求とが競合する場合に自賠法 16 条 1 項請求が優先する点と、自賠法 16 条の 9 第 1 項にいう「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間」に関して最高裁がはじめて判断を下したものとして重要な意義を有する。

二 社会保険による代位求償と自賠法 16 条 1 項請求権の優劣

本判決は、Y 社の主張する按分支払に対して①被害者保護を図ることを目的とする自賠法 16 条 1 項の趣旨に沿わないこと、②労災保険法 12 条の 4 第 1 項の趣旨は受給者の利得禁止と有責加害者の責任免脱の回避であり、政府が行った労災保険給付の価額を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことが、労災保険法 12 条の 4 第 1 項の主たる目的であるとは解されない、ことを理由として挙げ、被害者の自賠法 16 条 1 項請求の優先を認める。労災保険以外の他の社会保険の先例として老人保健法による求償と自賠法 16 条 1 項

請求の優劣が争点とされた最三小判平 20・2・19 (民集 62 卷 2 号 534 頁¹⁾。以下単に「最判平成 20 年」という。)において既に自賠法 16 条 1 項請求が優先すべき点が示されており、本判決とほぼ同様な理由が示されている²⁾。

従来、最判平成 20 年の判例法理が労災保険にも及ぶか否かを巡り学説上も見解の対立があり³⁾、第一審及び控訴審判決でもその点が争点とされていた。しかし、本判決は、最判平成 20 年とほぼ同様な理由を示しながらも、最判平成 20 年を引用していない。医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり最判平成 20 年はこの点も考慮されているが、損害てん補を目的とする労災保険には最判平成 20 年の射程は及ばないとする Y 社の主張⁴⁾に対し、原審とは異なり、本判決は何ら言及していない。この点に関して、本判決は最判平成 20 年と合わせる形で労災保険についても判断することで、他の社会保険についても同様に解すべきとの考えを示そうとしたのではないかという指摘がある⁵⁾。損害てん補性を有する労災保険も含めて他の社会保険法全般との関係においては自賠法 16 条 1 項請求が優先するという判例法理が本判決により確立したと評価できることとなる⁶⁾。

最判平成 20 年の判例法理が労災保険にも及ぶかを理論的に判断しようとした場合、労働者が第三者行為災害により被害を受け、第三者がその損害につき賠償責任を負う場合において、賠償額の算定に当たり労働者の過失を斟酌すべきときは、右損害の額から過失割合による減額をし、その残額から労災保険法に基づく保険給付の価額を控除するのが相当であるとして、いわゆる控除前相殺説の立場を採る最三小判平元・4・11 (民集 43 卷 4 号 209 頁。以下単に「最判平成元年」という。)との関係をも検討しなければならず、原審とは異なり、本判決は敢えてこのような理論的な問題を避けたのではないかと考えられる。もっとも労災保険給付が社会保障的な性格を持つかあるいは損害てん補の性格を持つかの問題と控除前相殺・控除後相殺の問題とは必ずしもパラレルに考える必要性はないとする指摘もあり⁷⁾、そのように考えれば敢えて言及しなかったと評価することもできる。

三 自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の起算点

自賠法 16 条の 9 は、保険法成立と共に設けら

れた規定である。それまでは自賠法において被害者直接請求権の履行期に関する規定は置かれていなかった⁸⁾。同条が設けられる以前において、判例は、被害者直接請求権の履行期に関しては、民法 412 条 3 項により保険会社が被害者からの請求を受けた時にはじめて履行遅滞に陥るものと解する⁹⁾。

自賠法 16 条 1 項の被害者直接請求に基づく支払は保険給付ではなく、保険給付の履行期を定める保険法 21 条の適用を受けないが、被害者直接請求権による損害てん補についても支払期限を明確にし、適切な支払を担保する必要があることから、本条が規定されたものと説明されている¹⁰⁾。そして、自賠法 16 条の 9 第 1 項において「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまで」としている理由については、第 16 条による被害者直接請求権は、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認を要する事由が必ずしも明らかにされないままに請求されることがあり、損害賠償額の支払確認を要する事由とこれに要する期間が事案ごとに異なるため、その履行期は、個別の事実関係に照らして、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認に必要な期間経過後とされたものである、と説明されている¹¹⁾。

自賠法 16 条の 3 は、自賠責保険金等の迅速かつ公平な支払を確保するために支払基準を規定する¹²⁾。この支払基準が裁判所を拘束するかが争われたものとして、第一審及び控訴審判決も引用する最二小判平 18・3・30 (民集 60 卷 3 号 1243 頁¹³⁾。以下「平成 18 年最判」という。)は、当該支払基準につき「保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場合に従うべき基準にすぎない」として「裁判所は、法 16 条の 3 第 1 項が規定すべき支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができる」とする。

原審判決は、平成 18 年最判を引用し、裁判所が損害賠償額を決定するので、保険会社において判決が確定するまでは損害賠償額を確認することができないため、保険会社が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がない限り、訴訟上の被害者請求における自賠法 16 条の 9 第 1 項の必要な期間とは、判決が確定するまでの期間をいうものと解すべきである、とした。これに対し、本判決は、自

賠法 16 条の 9 第 1 項の趣旨は、民法 412 条 3 項の特則として、支払請求があった後、所要の調査に必要な期間が経過するまでは、その支払債務は遅滞に陥らないものとし、他方で、その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて、迅速な支払の要請にも配慮したものと解した上で、同項所定の「必要な期間」とは、「保険会社において、被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべき」であるとして、先述の判断基準に従って判断されることは、訴訟上の請求の場合でも同様であるとした。

被害者があえて訴訟という方法を選択したからといって、判決確定日まで履行期が到来しないとすることは自賠法 16 条の 9 第 1 項の「その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて、迅速な支払の要請にも配慮したもの」とする後者の趣旨を十分に達することができないことを理由に、本件判決の立場を支持する見解が示されている¹⁴⁾。訴訟に至るケースは様々であり¹⁵⁾、判決確定日を原則とするのは、既に指摘があるとおり自賠法 16 条の 9 第 1 項の後半部分の趣旨に反するものである。私見も本判決の立場を支持する。

なお、差戻審では、裁判所に損害算定に必要な書類提出後（請求完了日）から 4 ヶ月を経過した時点を起算点と判断したとのことである。これに対して、約款上の直接請求権に基づく損害賠償金の支払に関し、被害者に対する損害賠償額の確定を条件として約款では請求完了日からその日を含めて 30 日以内に損害賠償額を支払う旨の条項が置かれており、基本的には、保険金請求の履行期を定める約款条項と同じ内容である¹⁶⁾。そして当該約款では、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会の場合を請求完了日から 120 日と規定しており、それと平仄を合わせたようにも考えられる¹⁷⁾。

四 任意自動車保険の約款上の被害者請求権との関係

本判決では、A は任意自動車保険に加入しておらず、さらに A の相続人はいずれも相続放棄をしている。そのため、任意自動車保険の約款上の被害者請求権との優劣関係は問題となっていない。仮に、約款上の被害者請求権との競合が生じた場

合には、被害者優先主義である差額説の立場を採る保険法 25 条 2 項と同様な規定を有しない各種社会保険法においても解釈で、約款上の被害者請求権が優先すると解することになるか、規定がない以上は、按分説の立場を採る最二小判昭 62・5・29（民集 41 巻 4 号 723 頁）の立場が維持されることになるかが残された課題の 1 つとなる¹⁸⁾。

●——注

- 1) 本判決に関しては森富義明「判解」曹時 63 巻 4 号（2011 年）79 頁、若林三奈「判批」新美文＝山本豊＝古笛恵子編『別冊ジュリスト交通事故判例百選（第 5 版）』（有斐閣、2017 年）144 頁等参照。
- 2) 土岐孝宏「本件判批」法セ 768 号（2018 年）127 頁、松田慎治「本件判批」ひろば 71 巻 12 号（2018 年）58 頁。
- 3) 学説上の見解に関しては、山下典孝「本件原審判批」損保研究 80 巻 1 号（2018 年）214 頁以下参照。
- 4) Y 社の主張の理論構成に関しては、北河隆之＝中西茂＝小賀野昌一＝八島宏平『逐条解説自動車損害賠償保障法（第 2 版）』（弘文堂、2017 年）146 頁〔八島宏平執筆〕参照。
- 5) 松田・前掲注 2）59 頁。
- 6) 松田・前掲注 2）58 頁。
- 7) 西村健一郎「判批」リマックス 1 号（1990 年）122 頁。
- 8) 国土交通省自動車局保障制度参事官室監修『新版 逐条解説 自動車損害賠償保障法』（ぎょうせい、2012 年）151 頁、北河＝中西＝小賀野＝八島・前掲注 4）158 頁〔八島〕。
- 9) 最一小判昭 61・10・9 判時 1236 号 65 頁、最二小判平 6・3・25 交民 27 巻 2 号 283 頁。
- 10) 国土交通省・前掲注 8）151 頁、北河＝中西＝小賀野＝八島・前掲注 4）158 頁〔八島〕。
- 11) 国土交通省・前掲注 8）151 頁、152 頁。
- 12) 国土交通省・前掲注 8）133 頁。
- 13) 本件については、森義之「判解」曹時 59 巻 9 号（2007 年）349 頁等参照。
- 14) 植草桂子「自賠法 16 条の 9 の解釈をめぐる諸問題—最高裁平成 30 年 9 月 27 日判決を中心として—」保険学雑誌 643 号（2018 年）106 頁、松田・前掲注 2）60 頁。
- 15) 山下（典）・前掲注 3）221 頁。
- 16) 山下典孝「判批」判時 2374 号（2018 年）153 頁参照。
- 17) 植草・前掲注 14）106 頁、107 頁注 11 ではそれぞれの制度等の違いから自賠法 16 条 1 項請求と約款の被害者直接請求とで履行期の相違が生じることはやむを得ないと説明される。
- 18) 山下典孝「金融商事の目 最一判平成 30・9・27 の残された課題」金判 1558 号（2019 年）1 頁。